平成２７年（フ）第２７１号
新潟県五泉市本町４丁目５番19号
債務者　長谷川千秋
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０８号
新潟市西区五十嵐２の町8693番地５　グランデ若い杉202
債務者　佐藤　正希
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１８号
新潟市江南区砂岡３丁目５番24号、前住所新潟市江南区城山４丁目８番13号
債務者　山口比登美
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２９号
新潟市東区中山２丁目16番16号　コーポルミナス102号
債務者　森川　実希
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３２号
新潟市東区中山８丁目21番26号
債務者　川村　壽男
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３２号
石川県野々市市新庄６丁目411番地　グローリア105号室、従前の住所石川県白山市瀬木野町183番地39
債務者　松村さおり
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３５号
金沢市扇町13番23号、従前の住所金沢市米泉町４丁目61番地３
債務者　畠山　晃子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２０号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1307番地
債務者　石井　春美
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
山梨県甲斐市竜王3050番地６　スカイハイツつちや305
債務者　渡邉沙也加
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
岐阜市鏡島中２丁目22番48号
債務者　立石　令子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９６号
岐阜市加納愛宕町18番地１　（愛宕住宅322号室）
債務者　安土　益敏
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９９号
岐阜市菊水町１丁目19番地１　（菊水ハイツ201号室）
債務者　市田　　匠
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３０１号
岐阜市粟野西４丁目６番地１　（サンフォレスタ21Ｂ　203号室）
債務者　田澤　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３１０号
兵庫県姫路市飯田１丁目174番地　グローバル姫路南Ⅱ－101号、従前の住所兵庫県姫路市白浜町丙484番地53
債務者　近藤　直樹
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３２０号
兵庫県姫路市大津区平松97番地８　グレイス平松　101号、従前の住所兵庫県姫路市大津区西土井267番地
債務者　菊池　健吾
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３２１号
兵庫県姫路市大津区平松97番地８　グレイス平松　101号、従前の住所兵庫県姫路市大津区西土井267番地
債務者　菊池　里絵
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部